



本町西高尾地域説明会

平成22年1月23日(土)

午後2時～午後4時

コミュニティーセンター コミュニティ集会室

出席者 岩崎 横田 加藤 長嶋 海野

庁内検討委員 柴崎

元懇話会委員 勝 古賀

参加者数 18名



北本市自治基本条例地域別説明会 本町西高尾地域説明会

日 時 平成22年1月23日(土)
午後2時～午後4時
場 所 北本市コミュニティセンター
コミュニティ集会室
参加者 岩崎 横田 加藤 長嶋 海野
柴崎(庁内検討委員)
勝 豊 古賀利雄(元委員)
参加者数 18人

<質疑応答>

質問 第5条の市民の権利及び責務のところ、事業者の責務を「努めるものとする」としているのは何故か。事業者に対しては、きちっと「しなければならない」という明確な義務を規定しておかなければならないのではないか。

また、第13条第3項については、市長の責務として「しなければならない」という規定のしかたでなければならないのではないか。

回答 この条例は、今までの条例と違い、市民の義務は「努めるものとする」、一方、議会と行政の義務は「しなければならない」という規定のしかたで統一しています。事業者は、市民に含んでいますので、「努めるものとする」という規定の仕方をしてはいますが、そのことを守らなければならないことには変わりはありません。

また、第13条第3項については、議会における審議の段階で追加された項目です。

意見 北本市として何が必要と考えて、自治基本条例を制定したのか。必要性をあまり感じない。

質問 第22条では、市長等のコミュニティ活動の支援として、「活動を促進するための適切な施策を講じなければならない」としているが、適切な施策とは何か。その内容が条文にあるべきではないか。

回答 自治の基本を定める条例として、北本市のまちづくりの基本的な進め方を定めたもので、個々の施策等、具体的なことについては、この条例の理念の下に別に定めていきます。その際、基本原則にある情報共有と市民参加を徹底して取り組むことになります。

(勝元委員から この自治基本条例は、「別に条例で定める」という文言が条文の随所に出てきます。市民参画の推進方法や市民と市との協働の推進方法は、これから市民参加で考えていくことになります。久喜市では既に具体的な市民参画の方法を条例で定めていますが、おそらく北本市もそのような方向で別な条例として定めていくことになると思います。)